

# 東京ベイ信用金庫定款 抜粋

## 第2章 会員

### (普通出資)

第7条 普通出資1口の金額は金50円とし、金銭による全額一時払いとする。

第8条 会員は普通出資1口以上を有し、かつ、その普通出資額は1万円以上でなければならない。

### (議決権の代理行使)

第9条 会員は、第22条の規定によりあらかじめ通知のあった事項につき、代理人をもって議決権を行使することができる。ただし、他の会員でなければ代理人となることができない。

2 代理人は、総会ごとに代理権を証する書面をこの金庫に提出しなければならない。

### (加入)

第10条 会員となろうとする者は、次に掲げる事項を記載した加入申込書をこの金庫に差し出し、その承諾を得なければならない。

(1) 引き受けようとする普通出資口数

(2) この金庫の地区内に住所又は居所を有する者は、その氏名又は名称及び住所又は居所

(3) この金庫の地区内に事業所を有する者は、その氏名、名称又は商号、事業所の所在地、常時使用する従業員数及び法人にあってはその資本金の額又は出資の総額

(4) この金庫の地区内において勤労に従事する者は、その氏名及び住所又は居所並びに勤務所の名称及び所在地

(5) この金庫の地区内に事業所を有する者の役員は、その氏名及び住所又は居所並びに事業所の名称及び所在地

(6) この金庫の地区内に転居することが確実と見込まれる者（信用金庫法施行規則で定める売買契約又は請負契約を締結した者に限る。）は、その氏名及び住所又は居所

(7) この金庫の役員は、その氏名及び住所又は居所

(8) 暴力団員等（別表3第1項に規定する暴力団員等をいう。）に該当しないこと、及び別表3第2項各号の1に該当しないことの表明、並びに将来にわたっても該当しないことの確約

(9) 自ら又は第三者を利用して別表4第3項各号の1に該当する行為を行わないことの確約

2 会員となろうとする者が法人である場合には、前項の加入申込書に登記事項証明書その他法人格を証する書面を添付しなければならない。

### (相続加入)

第11条 死亡した会員の相続人で会員たる資格を有するものが、この金庫に対しその会員死亡の日から3月以内に前条第1項の手続により加入の申出をしたときは、前条の規定にかかわらず、相続開始の時に会員となったものとみなす。この場合においては、相続人たる会員は、被相続人の持分について、その権利義務を承継する。

2 死亡した会員の相続人が数人あるときは、相続人の同意をもって選定された1人の

相続人に限り、前項の規定を適用する。

(記載事項変更の届出)

第12条 第10条第1項第2号から第7号まで及び同条第2項に掲げる事項に変更が生じたときは、会員は、遅滞なくこの金庫に届け出なければならない。前条の規定による加入の申出についても同様とする。

(自由脱退)

第13条 会員がこの金庫に対しその持分の譲受けを請求したときは、この金庫はその請求の日から6月を経過した日以後に到来する事業年度末においてその持分を譲り受けるものとし、その譲受けの額は、その会員の普通出資額を超えることができない。

2 前項の規定による譲受けにより有することとなる持分は、この金庫の普通出資総口数の100分の5に相当する持分を限度とする。

3 総会において他の金庫と合併の決議があつてから1月以内に、会員がこの金庫に対し合併に反対であるとの理由でその持分の譲受けを請求したときは、第1項及び前項の規定にかかわらず、この金庫は、合併の日までにその持分を譲り受けるものとする。

4 前項の持分その他やむを得ない理由によりこの金庫が金融庁長官の承認を受けて有することとなる持分があるときは、これらを除いたところにより第2項の規定を適用する。

(法定脱退)

第14条 会員は、次の事由によって脱退する。

(1) 会員たる資格の喪失

(2) 死亡又は解散

(3) 破産手続開始の決定

(4) 除名

(5) 持分の全部の喪失

2 会員は、その普通出資額がこの金庫の出資一口の金額の減少その他やむを得ない理由により第8条に定める普通出資の最低限度額に満たないこととなり、かつ、その満たないこととなった日から1年以内に当該最低限度額に達しない場合には、その期間を経過した日に脱退する。

(除名)

第15条 会員が別表4各項の1に該当するときは、総会の決議によって除名することができる。この場合においては、その総会の10日前までに、その会員に対しその旨を通知し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。

2 別表4第5項の事由により会員の除名をするときは、前項の通知を行う前に、その会員が住所等(第10条第1項第2号から第5号まで及び第7号に掲げる住所、居所、勤務所の所在地又は事業所の所在地をいう。以下この項において同じ。)に不在であることを調査し、公告等により、除名対象者がこの金庫への住所等の変更届出を行うよう催促しなければならない。

(脱退者の持分の払戻し)

第16条 会員は第14条第1項第1号から第4号まで又は同条第2項の規定により脱退したときは、その持分の払戻しを請求することができるものとし、その払戻しの額は、その会員の普通出資額を超えることができない。

以上